宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和４８年宿毛市規則第９号。以下「規則」という。）第１９条の規定に基づき、宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、人件費高騰等の影響により、人材不足の課題を抱える市内事業者に対し、短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス（以下「スポットワーク仲介サービス」という。）を利用した際に支払う手数料の一部を補助することで、新たな雇用の創出や地域経済の振興及び市内事業者の人手不足解消に寄与することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 宿毛市内に事業所があること。

(2) スポットワーク仲介サービスを利用して、雇用契約を締結した者の就業場所が宿毛市内であること。

(3) 宿毛市内に本社、主たる事業所又は生産地を有し、次のア又はイに該当する中小企業者等であること。

ア　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項第１号から第７号に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織するグループ

イ　農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者が組織するグループ

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。

(5) 別表１のいずれにも該当しない者。

(6) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から他の補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費及び補助額等）

第４条　補助対象経費は、市長に宿毛市スポットワーク導入支援事業届出書（第１号様式）を提出したスポットワーク仲介サービスを令和７年１０月

１０日から令和８年３月３１日までの期間において利用し、雇用が成立したことへの対価として支払った手数料とする。
２　交付する補助金の額は、補助対象経費の１０分の１０以内の額とし、１事業者当たり５万円を上限とする。
３　補助金の額に小数点以下の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
４　交通費、消費税額、地方消費税額、振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、利用開始までに宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金交付申請書（第２号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
２　前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
(1) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
(2) 宿毛市内に事業所を有していることが確認できる書類（営業許可書等）の写し
(3) 納税証明書の写し（申請日の3カ月以内に発行されたもの）。ただし、納税義務がない場合は申立書を添付すること。
(4) その他市長が必要と認める書類
３　交付申請は１事業者で１件とし、交付を受けることができるのは会計年度を問わず１回を限度とする。

（交付の決定）

第６条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表１に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

（補助対象事業の内容等の変更）

第７条　補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金交付決定変更申請書（第４号様式。以下「補助金変更申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
（１）補助対象事業の中止又は廃止
（２）補助金額の３０パーセントを超える減額
（３）前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める補助事業の内容の重要な

部分に関する変更

（補助金の交付の決定の変更及び通知）

第８条　市長は、前条の規定による補助金変更申請書の提出があったときは、審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定の変更を行い、宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助対象事業者は、補助事業が完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月３１日のいずれか早い日までに、宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金実績報告書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月２０日とする。

２　前項の補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象経費明細書（第７号様式）

(2) スポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳がわかる書類の写し

(3) スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し

(4) スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第１０条　市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金交付確定通知書（第８号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の額が確定した後に、補助対象事業者から提出を受けた宿毛市スポットワーク導入支援事業補助金請求書（第９号様式）に基づき補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 別表１各号のいずれかに該当するとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

２　交付決定の取消しにより補助対象事業者に損害が生じた場合であっても、市は損害の責めを負わないものとする。

（帳簿の備付等）

第１２条　補助対象事業者は、補助金に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（情報の公開）

第１３条　補助事業又は補助対象事業者に関して、宿毛市情報公開条例（平成１３年宿毛市条例第２６号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条に規定する非公開情報以外の情報は、原則として公開するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年１０月１日から施行する。

別表１（第３条、第６条、第１１条関係）

１　暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成２３年宿毛市条例第３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第１１条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締７役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

１０　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。